職場を元気に応援する

# フクシマ社労士法人だより

10 月号
2016年 10 月 1 日

## トピックス

### 最低賃金が改定されます！！
### 全国平均25円上げ、全国加重平均は823円！！

厚生労働省は、８月２３日、２０１６年度の４７都道府県の最低賃金改定の答申状況をまとめました。
全国平均は 823 円（前年 798 円）で、平均引き上げ額は 25 円（前年 18 円）。

各都道府県の引き上げ幅は２１円から２５円。改定後の時給が最も高いのは東京都の 932 円。
一方、時給が最も低いのは宮崎、沖縄の 714 円で、東京都との差は２１８円となっています。

広島県の最低賃金は２４円増の７９３円（前年は７６９円）となりました（１０月１日より改定）。
改定された最低賃金は１０月１日から順次発効され、１０月中には全都道府県で改定されます。

## 人事・労務

### 「 ストレスチェックの実施及び報告期限は11月30日です！！ 」

昨年１２月の労働安全衛生法の改正によって、従業員５０人以上の事業所に対し、全従業員へのストレスチェックの実施が義務付けられました。ストレスチェックの狙いは労働者が自分のストレス状態を知って早めに対処し、うつなどを予防することにあります。

会社はストレスチェックを２０１６年１１月末までに１回は実施し、右図の「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」に必要事項を記載の上、労働基準監督署へ提出する必要があります。

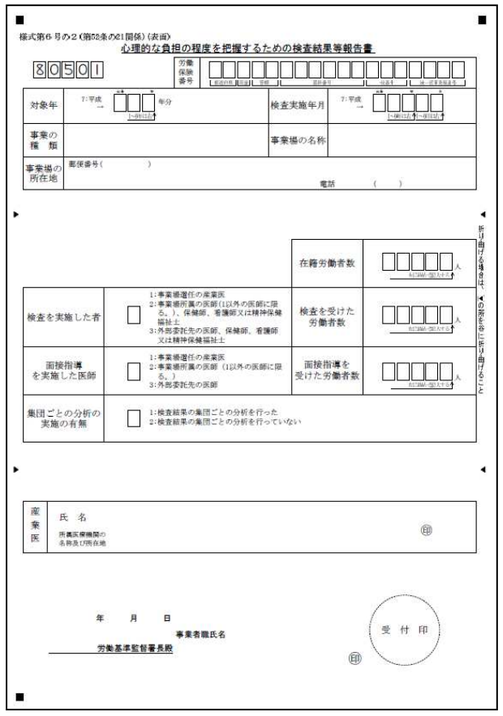
様式第6号の2（第53条の21関係）（表面）
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501

| | | | |
|---|---|---|---|
| 労働保険番号 | 都道府県 | 管轄 | 基幹番号 / 枝番号 / 業種 / 適用事業 / 一般拠出金 / 一般拠出金 |
| 対象年 | 平成 年分 | 検査実施年月 | 平成 |
| 事業の種類 | | 事業場の名称 | |
| 事業場の所在地 | 郵便番号（ ） 電話 （ ） | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 在籍労働者数 | 人 |
| 検査を実施した者 | 1:事業場選任の産業医<br>2:事業場所属の医師（1以外の医師に限る。）、保健師、看護師又は精神保健福祉士<br>3:外部委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士 | 検査を受けた労働者数 | 人 |
| 面接指導を実施した医師 | 1:事業場選任の産業医<br>2:事業場所属の医師（1以外の医師に限る。）<br>3:外部委託先の医師 | 面接指導を受けた労働者数 | 人 |
| 集団ごとの分析の実施の有無 | 1:検査結果の集団ごとの分析を行った<br>2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない | | |

産業医 氏名 所属医療機関の名称及び所在地 ㊞

年 月 日
事業者職氏名 ㊞
労働基準監督署長殿

受付印

### 質問票のイメージ

そうだ　そうだった　ちがう　ちがう

あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない ---------- 1　2　3　4
2. 時間内に仕事が処理しきれない ---------- 1　2　3　4
⋮

最近１か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。
1. 活気がわいてくる ---------- 1　2　3　4
2. 元気がいっぱいだ ---------- 1　2　3　4
⋮

あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？
1. 上司 ---------- 1　2　3　4
2. 職場の同僚 ---------- 1　2　3　4
⋮

## 法改正

### 「 平成28年10月から健康保険法の被扶養者の範囲が変わります！ 」

平成２８年１０月より「兄姉」の健康保険の被扶養者要件が変わります。

【兄姉の扶養の要件】

現在は、兄姉については生計維持要件の他、同居していることが必要であるため、別居の場合、健康保険の扶養は認められません。ただし、平成２８年１０月からは、兄姉に対する同居要件がなくなりますので、他の要件も満たしていれば、別居でも認定されます。

【現在の被扶養者の要件】

- 同居・別居を問わず
  ①本人の直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母）②配偶者　③子　④孫　⑤弟妹
- 同居している（同一世帯）場合のみ
  ①上以外の三親等内の親族（兄姉を含む）②事実上の婚姻関係と同様の人の父母及び子

【改正後の被扶養者の要件】

- 同居・別居を問わず
  ①本人の直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母）②配偶者　③子　④孫　⑤兄弟姉妹
- 同居している（同一世帯）場合のみ
  ①上以外の三親等内の親族　②事実上の婚姻関係と同様の人の父母及び子

■上記の他、従業員５０１人以上の会社では平成２８年１０月より健康保険・厚生年金保険の加入対象者が拡大されます（下記の要件を満たすパートタイマーも加入対象になります）。

① 週２０時間以上勤務していること
② 月収あたり８万８千円の収入があること（年収で１０６万円の収入）
③ １年以上の雇用が見込まれること

〒730-0805　広島市中区十日市町１丁目１－９　相生通り鷹匠ビル２F
TEL：082－293－8102　FAX：082－293－8104
E-mail：info@jinji-fuku.jp　URL：http://www.jinji.fuku.jp
発行元・編集 ／ フクシマ社会保険労務士法人　松本